令和２年４月２８日

１号認定児保護者の皆さまへ

加古川市

新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業の延長について

新型コロナウイルス感染症にかかる対応に対してご協力いただき、ありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休業を行っていますが、感染症罹患状況等を踏まえ、臨時休業期間を**5月31日（日）まで延長**いたします。

つきましては、園児の健康観察を十分行っていただくとともに、園児が規則正しい生活を送れますようご協力をお願いします。

なお、今後示される国及び県の方針を踏まえ、変更がある場合は、改めて連絡させていただきます。また、加古川市ホームページでもお知らせいたします。

記

１　臨時休業期間　　**令和2年4月13日（月）～　5月31日（日）**

※登園日は実施しません

２　その他

・不要不急の外出は控えてください。

・うがい、手洗いを励行してください。

・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけてください。

・臨時休業期間中、事情により子どもが家庭にいることができない場合は、個別にこども園に相談してください。

【担当】
こども部幼児保育課
入園係　079－427－9213（直通）